

防火管理者の業務の委託に関する契約書

〇〇株式会社（代表取締役〇〇。以下「甲」という。）と〇〇管理株式会社（代表取締役〇〇。以下「乙」という。）との間で、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づき防火管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

（防火管理者の業務の委託）

第1条 甲は、甲が管理権原を有する次の防火対象物の事業所（以下「本件事業所」という。）において行うべき防火管理者の業務を乙に委託する。

本件事業所の所在	大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
本件事業所の名称	〇〇店（〇〇ビル〇階）

（防火管理者の指定）

第2条 甲乙は協議のうえ、防火管理上必要な事項に関して十分な知識を有する乙の従業員のうちから、本件事業所の防火管理者となるべき者を指定するものとする。なお、防火管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

（防火管理者の選任）

第3条 甲は、前条により指定した者を本件事業所の防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせる。

（防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与）

第4条 甲は、乙及び防火管理者となる乙の従業員に対して、消防施行令（昭和36年政令第37号）第3条第2項に規定する「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

- 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関する権限
- 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限
- 収容人員の適正な管理に関する権限
- 防火管理の業務に従事する者に対する指示及び監督に関する権限
- その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

（防火管理上必要な業務の内容）

第5条 防火管理者となる乙の従業員が行う本件事業所における防火管理上必要な業務の内容は、次のとおりとする。

- 消防計画の作成、見直し及び変更に関する事
- 避難施設等の管理に関する事
- 消火、通報及び避難訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関する事
- 消防用設備等の点検・整備の監督に関する事
- 火気の使用等危険な行為の監督に関する事
- 収容人員の適正な管理に関する事
- 防火管理の業務に従事する者に対する指示及び監督に関する事
- その他、防火管理者として行うべき業務に関する事。

2 甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第2条の2第2項第2号に規定する「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」として、本契約書の写しを交付するものとする。

3 甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第3号に規定する本件事業所の「位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」について説明するものとする。なお、防火管理上必要な事項は、次のとおりとする。

- 防火管理体制、自衛消防の組織の編成等従事者の配置等に関する事
- 従業員等に対する防火上必要な教育の実施体制に関する事
- 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施状況に関する事

（疑義事項の協議等）

第6条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

所在地 大阪市〇〇区〇丁目〇番〇号

甲

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

所在地 大阪市〇〇区〇丁目〇番〇号

乙

氏名 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

防火管理者の業務の委託に関する契約書

〇〇株式会社（代表取締役〇〇。以下「甲」という。）と〇〇管理株式会社（代表取締役〇〇。以下「乙」という。）との間で、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づき防火管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

（防火管理者の業務の委託）

第1条 甲は、甲が管理権原を有する次の防火対象物の事業所（以下「本件事業所」という。）において行うべき防火管理者の業務を乙に委託する。

本件事業所の所在	
本件事業所の名称	

（防火管理者の指定）

第2条 甲乙は協議のうえ、防火管理上必要な事項に関して十分な知識を有する乙の従業員のうちから、本件事業所の防火管理者となるべき者を指定するものとする。なお、防火管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

（防火管理者の選任）

第3条 甲は、前条により指定した者を本件事業所の防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせる。

（防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与）

第4条 甲は、乙及び防火管理者となる乙の従業員に対して、消防施行令（昭和36年政令第37号）第3条第2項に規定する「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

- （1）消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- （2）避難施設等に置かれた物を除去する権限
- （3）消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関する権限
- （4）消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- （5）不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限
- （6）収容人員の適正な管理に関する権限
- （7）防火管理の業務に従事する者に対する指示及び監督に関する権限
- （8）その他防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

（防火管理上必要な業務の内容）

第5条 防火管理者となる乙の従業員が行う本件事業所における防火管理上必要な業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）消防計画の作成、見直し及び変更に関する事
- （2）避難施設等の管理に関する事
- （3）消火、通報及び避難訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関する事
- （4）消防用設備等の点検・整備の監督に関する事
- （5）火気の使用等危険な行為の監督に関する事
- （6）収容人員の適正な管理に関する事
- （7）防火管理の業務に従事する者に対する指示及び監督に関する事
- （8）その他、防火管理者として行うべき業務に関する事。

2 甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第2条の2第2項第2号に規定する「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」として、本契約書の写しを交付するものとする。

3 甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第3号に規定する本件事業所の「位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」について説明するものとする。なお、防火管理上必要な事項は、次のとおりとする。

- （1）防火管理体制、自衛消防の組織の編成等従事者の配置等に関する事
- （2）従業員等に対する防火上必要な教育の実施体制に関する事
- （3）消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施状況に関する事

（疑義事項の協議等）

第6条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の証として本書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

所在地

甲

氏 名

所在地

乙

氏 名